

みのかも文化の森喫茶室出店募集要領

以下の要領で、みのかも文化の森喫茶室出店者の募集をいたします。

○店舗の概要

所 在 地	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3299-1 みのかも文化の森 喫茶室
面 積	80 m ²
席 数	31席（室内19席、屋外テラス12席）
使 用 期 間	平成30年9月1日から平成33年8月31日（3年間） ただし、1回のみ期間の更新ができます。
使 用 料	月額 24,000円（税別） ※光熱水費は個別メーターによる実費負担
設 備	テーブル8台、椅子31脚、カウンター、厨房器具等

○貸与備品

貸与する備品は、別紙の貸与備品一覧表による備品設備とする。

なお、備品の修理について、修理代が10万円未満のものは使用者が、10万円以上のものは施設管理者が負担するものとする。ただし、使用者の過失による場合は、使用者の負担とする。

○営業日及び営業時間

営業日は、美濃加茂市民ミュージアムの開館日とする。

※ 原則、休館日は、月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）及び12月
29日～1月3日の年末年始

営業時間は、美濃加茂市民ミュージアム開館時間（午前9時～午後5時）とする。

○応募方法

応募期間	5月8日（火）～11日（金）（午前9時～午後5時）
応募方法	所定の申請書及び企画書をみのかも文化の森へ直接提出してください。 ※後日、担当者による面談を実施させていただきますので、改めてご来館 いただきます。

○出店者の決定

企画書の内容を審査し、決定します。結果は6月末までに応募者全員に通知します。

○使用の条件

- 1 施設を許可の目的以外に使用し、又はその使用する地位を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- 2 使用施設内の消耗品や役務の提供等は、使用者が負担すること。
- 3 施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ文書をもって施設管理者の承認を得ること。
- 4 施設の現状を変更したときは、施設管理者が認めるものを除くほか、返還の際にこれを原状に復し、又は原状に復する費用を負担しなければならない。
- 5 1年に2回以上油水分離阻集器（グリストラップ）の清掃を実施すること。
- 6 当館事業に関連する飲食の提供がある場合には、互いに協議し、決定する。
- 5 次に掲げる事由が生じたときは、施設管理者はその使用許可を取り消し、使用を制限し、または、撤去させることができる。
 - (1) 市において、公用もしくは公共用に供するため必要が生じたとき。
 - (2) 使用料を3ヶ月分以上滞納したとき。
 - (3) 施設の管理が良好でないとき。
 - (4) その他使用許可の条件に違反したとき。
- 6 前号の規定による使用許可の取り消しによって生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

○その他

- 1 「かるちすとくらぶ会員特典」の対応
みのかもかるちすとくらぶ会員の特典として、コーヒー、紅茶、ミルク、オレンジジュースいずれかの無料チケット1枚を渡しています。また、企画展や公演に参加していくことでスタンプが6個になると、無料チケット1枚をプレゼントしていますので対応をお願いします。これらのチケットは1枚あたり300円で、みのかも文化の森からお支払いします。
※モーニングサービス対応可
- 2 企画書の内容について
提出された企画書は、審査の参考にさせていただきますが本館のコンセプトに添った内容への変更を求める場合があります。

○問合せ先 みのかも文化の森 担当 岩田
TEL 28-1110
FAX 28-1104